

令和２年度（２０２０年度）経営事項審査の実施について

１ 申請の対象者

建設業法（以下「法」という。）第３条第１項の規定による熊本県知事の建設業許可を受けた建設業者で、直近の決算日（以下「審査基準日」という。）が令和元年（２０１９年）１０月１日から令和２年（２０２０年）９月３０日までの間（以下「該当期間」という。）のいずれかの日である者

２ 審査日及び審査場所等

別表のとおり

３ 審査日の予約

（１）予約先

主たる営業所がある地域を所管する広域本部（地域振興局）土木部

（２）予約の期限

令和２年（２０２０年）１１月３０日

（３）予約の方法

予約を行う審査日は、別表のうちの対象決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第１１条第２項の規定による変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。

ただし、審査基準日が令和２年（２０２０年）８月１日から令和２年（２０２０年）９月３０日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（受付印があるものに限る。）を持参し、令和２年（２０２０年）１１月２日から令和２年（２０２０年）１１月３０日までの間に予約することができる。

別表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において令和３年（２０２１年）１月１８日から受け付けるが、予備日に予約できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

ア １の者のうち、令和３年（２０２１年）１月１５日までに経営事項審査を受審しなかった者であること。

イ 審査基準日が、該当期間内の日である建設業者で、令和２年（２０２０年）１０月１日以降に新たに法第３条第１項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者であること。

ウ 民事再生法等の手続中の者であること。

４ 申請の方法

経営事項審査の申請は、３により予約した審査日に、別表に指定している審査場所において、５の書類を持参して行うものとする。

５ 審査日に持参する書類

（１）経営事項審査申請書（建設業法施行規則別記様式第２５号の１１）

（２）経営事項審査添付書類

（３）その他別に定める書類

６ 経営事項審査の手数料及び納付方法

（１）手数料

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号及び
114号の2に規定する額

（2）納付方法

経営事項審査添付書類の「審査手数料証紙貼り付け書」に熊本県収入証紙を貼り
付けて納付するものとする。

7 経営事項審査の結果通知

経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。

8 その他

経営状況分析は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関で行う必要があ
る。（登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ「登録経営状況分析
機関一覧」に掲載）

9 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話096-333-2485（ダイヤルイン）